

養老町第三回定例会会議録

平成二十七年第三回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程（平成二十七年九月七日第一日）

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	平成二十六年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第五	平成二十六年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第六	平成二十六年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第七	平成二十六年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について
日程第八	平成二十六年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について
日程第九	平成二十六年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十	平成二十六年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十一	平成二十六年度養老町介護保険事業特

日程第十二	認定第十号	別会計歳入歳出決算認定について 平成二十六年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十三	認定第十一号	平成二十六年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十四	選任第六号	決算特別委員会委員の選任について
日程第十五	議案第四十七号	養老町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
日程第十六	議案第四十八号	養老町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第十七	議案第四十九号	養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第十八	議案第五十号	養老町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第十九	議案第五十一号	養老町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第二十	同意第五号	教育委員会委員の任命同意について
日程第二十一	議案第五十二号	町道路線の廃止について

日程第二十二	議案第五十三号	町道路線の認定について
日程第二十三	議案第五十四号	町道路線の変更について
日程第二十四	議案第五十五号	東部中学校大規模改造工事（第四期）請負契約の締結について
日程第二十五	議案第五十六号	平成二十七年養老町一般会計補正予算（第三号）
日程第二十六	議案第五十七号	平成二十七年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
日程第二十七	議案第五十八号	平成二十七年養老町上水道事業会計補正予算（第一号）
日程第二十八	議案第五十九号	平成二十七年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）
日程第二十九	議案第六十号	平成二十七年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）
日程第三十	発議第十号	安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員	
議長	野村 永一
一 番	北 倉 義 博
二 番	岩 永 義 仁
三 番	長 澤 龍 夫
四 番	大 橋 三 男

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

○欠席議員	
五 番	三 田 正 敏
六 番	吉 田 太 郎
七 番	早 崎 百 合 子
八 番	野 村 永 一
九 番	田 中 敏 弘
十 番	松 永 民 夫
十一 番	林 輝 見
十二 番	青 山 貞 一
十三 番	水 谷 久 美 子
な し	
町 長	大 橋 孝
副 町 長	長 谷 川 悟
教 育 長	並 河 清 次
総 務 部 長	問 山 孝 通
総 務 部 参 事 兼 総 務 課 長	田 中 信 行
総 務 部 参 事 兼 総 務 課 長	西 川 敏 明
企画政策課長	渡 邊 章 博
総務部税務課長	野 村 博 治
住民福祉部長兼健康福祉課長	高 木 勉
住民福祉部	
住民人権課長	

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

子ども福祉部	松岡弘泰
住民福祉部	佐藤昌子
生活環境課長	柏 渕 裕 昭
産業建設部長	高 木 伸 一
産業建設部参事	川 地 豊 己
産業建設部参事兼 農林振興課長	山 中 秀 樹
産業建設部企業誘致 ・商工観光課長	前 田 勝 治
産業建設課長	桐 山 一 則
水道課長	田 中 隆
会計管理者兼 会計課長	佐 藤 嘉 但
教育委員会事務局局長兼 教育総務課長	久 保 寺 利 明
教育委員会 生涯学習課長	西 脇 正 信
スポーツ振興課長	堀 田 明 男
消 防 長	川 添 公 男
消 防 次 長	
議事事務局局長	西 脇 和 信
議事事務局書記	稲 川 諭 実 彦

(開会時間 午前九時三十分)

○議長(野村永一君) 平成二十七年第三回養老町議会定例会を開

会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

それでは前段を私が読み上げますので、後段の御唱和をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

なお、今定例会は、二年後に迫った養老改元一三〇〇年祭事業のPRの一環として、議場でのポロシャツの着用を認め、また本日に限り、開会前の町広報委員及び報道機関の議場への入場及び写真撮影を許可し、また今定例会は傍聴席から写真撮影を許可します。それでは、町広報委員及び報道機関の方は議場へ入場し、写真撮影してください。

それでは、ただいまから平成二十七年第三回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(野村永一君) 日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

ます。

会議規則第二百二十七条の規定によって、十番 松永民夫君、十一番 林輝見君を指名いたします。

○議長(野村永一君) 次に、日程第二、会期の決定を議題といた

します。

ここで、九月二日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 水谷久美子君。

○議会運営委員長（水谷久美子君） 去る九月二日午前十時より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席のもとに開会をいたしました。

協議事項は、平成二十七年第三回養老町議会定例会の日程及び運営についてであります。

まず会期につきましては、本日、九月七日月曜日から九月十八日金曜日までの十二日間、本会議の開会時間は午前九時三十分からと決定をいたしました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の提案説明及び委員会付託、六、町政一般に関する質問、七、議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定をしました。

一般質問は、議会二日目の九月十七日木曜日に行うことと決定し、発言順序は、くじ引きにより、四日金曜日午後四時に既に決定しております。

次に、審議する議案につきましては、決算認定についてが十件、条例の制定及び一部改正についてが五件、人事案件についてが一件、町道路線の廃止などについてが三件、契約の締結についてが一件、補正予算についてが五件、以上、合計二十五件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、平成二十六年度養老町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第十三、平成二十六年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

までの十議案は、議会初日に一括上程し、提案説明を受けて総括質疑後、日程第十四にて決算特別委員会の設置を議題とし、設置の議決後、委員を選任し、この議案を付託して審査を行い、議会最終日に委員長より報告を受け、委員長への質疑後、討論を経て採決すること。

次に、日程第十五、養老町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定については、議会初日に上程し、提案理由の説明のみを受け、総括質疑後、総務民生委員会に付託して審査を願い、議会最終日に委員長より報告を受け、委員長への質疑後、討論を経て採決すること。

次に、日程第十六、養老町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから日程第十九、養老町手数料条例の一部を改正する条例についてまでの四議案は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、議会最終日に質疑、討論を行い、採決すること。

次に、日程第二十、教育委員会委員の任命同意については、議会初日に上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略し、採決すること。

次に、日程第二十一、町道路線の廃止についてから日程第二十三、町道路線の変更についてまでの三議案は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、議会最終日に質疑、討論を行い、採決すること。

次に、日程第二十四、東部中学校大規模改造工事（第四期）請負契約の締結については、議会初日に上程後、提案理由の説明を受け、質疑、討論を行い、採決すること。

次に、日程第二十五、平成二十七年養老町一般会計補正予算（第三号）から日程第二十九、平成二十七年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）までの五議案は、議会初日に逐

条上程し、提案理由の説明のみを受け、議会最終日に質疑、討論を経て採決すること。

なお、審査を付託する決算特別委員会は、九月八日火曜日及び九日水曜日の二日間とし、両日とも午前十時より、また総務民生委員会は、九月十一日金曜日午前十時より開催されるよう要請すること。

次に、安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書については、議員の発議として議会初日に上程後、代表議員より趣旨説明を行い、代表議員への質疑後、討論を経て採決すること。

以上のように決定をいたしました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（野村永一君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日、九月七日から九月十八日までの十二日間にいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日、九月七日から九月十八日までの十二日間と決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十七年六月及び七月分の現金出納検査結果

報告書と、北倉議員より、市町村議会議員研修結果の報告書が議長に提出されています。

さらに、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、公益財団法人養老町スポーツ連盟の経理状況を説明する書類として事業報告書及び財務諸表が提出されましたので、議員各位のお手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さんおはようございます。

九月に入りましてから秋雨前線ということで、大変不順な天気が続いているわけでございます。きょうも十八号台風が発生したということ、どうも日本への影響が心配されるというようなことでございますけれども、田んぼの稲も黄金色になってまいりました。影響のないことを期待するところでございます。

きょうは、議員の皆様方にも、一三〇〇年祭のPRということでポロシャツで会議を開いていただいております。ちよつと議場が明るくなったような感じがいたしますけれども、開幕まで約一年半ということで、実行委員会のほうにおいてもそのPR活動に一生懸命取り組んでいただいているところでございます。この一三〇〇年祭、ただいま大きく言われております地方創生の起爆剤として、ぜひとも成功裏に終わらせたいというふうに考えておりますので、議員各位にも御協力のほう、よろしくお願い申し上げます。

地方創生といいますと、昨日でございますけれども、なくてはならない公共施設としての養老鉄道の存続大集会在、大変な雨の中ではございましたけれども、行われました。一部の議員の皆様

方にも大変御苦労さまでございました。その中でも、私、御挨拶でも申し上げましたが、執行部で知恵を絞って、存続に向けて取り組みをさせていただきますけれども、一番大きな力は、やはり住民の方々の残そうという強い思いだというふうに思いますし、それに向けて、議員の皆様方にも御協力のほう、よろしく願いを申し上げます。

本議会は平成二十六年年度の決算認定十件ほかということで二十五件の案件を提出させていただきました。二十六年年度予算についての総括というような部分を、どこかの時点で、私の思い等を発表させていただきたいと思っておりますけれども、できますなら委員会の冒頭にでも御説明を申し上げますというふうに思っております。いずれも非常に大事な案件でございますので、慎重審議の上、よろしく御議決いただきたいと思います。終わらせていただきます。

○議長（野村永一君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第四、認定第二号から日程第十三、認定第十一号まで十議案は、本日は一括議題として上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第四、認定第二号 平成二十六年年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第十三、認定第十一号 平成二十六年年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの十議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） それでは、認定第二号 平成二十六年年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第十一号 平成

二十六年年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで一括上程を賜りましたので、順次説明をさせていただきます。

初めに、認定第二号 平成二十六年年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

まず五ページの歳入につきましては、合計で百六億二千六百四十六万六千四百円で、前年度に比べて二百四十八万四千六百一十円の減でございます。

歳入の主なものとして、国庫支出金の学校施設環境改善交付金（繰越明許分）が七千八百五十一万一千円、臨時福祉給付金給付事務補助金が六千二百三十五万一千円、子育て世帯臨時特例給付金給付事務補助金が三千六百九十九万四千円、都道府県支出金の競争力強化生産総合対策事業費補助金が三千百九十五万円、元気な農業産地構造改革支援事業補助金が千五百一十九万円、地方債の消防債が一億八千五百七十万円、教育債が一億五千七百万円でございます。また、調定額のうち三千八十九万九千三百七十五円を不納欠損処分いたしました。この内訳は、町税が三千八十八万八千一百一十円、コミュニティ・プラント使用料では一万八千五百六十四円でございます。この不納欠損額につきましては、主に町税における滞納案件の精査を進めた結果、前年度に比べて六百三十一万八千四百二十二円の増ということでございます。また、収入未済額につきましては、町税、負担金、使用料、手数料、財産収入で四億五千五百二十八万一千六百三十二円でございます。そのうち、町税が三億六千八百八十七万四千九百九十九円、収納率においては前年度に比べて〇・三三％上昇し、その効果もあり、千五百九十九万五千二百二十八円の減額となっております。今後とも、財源の確保と公平性の見地から、引き続き徴収体制の強化に努め

ていかなければならないと考えております。

次に、九ページの歳出でございますが、合計で百二億五千四百二十三万二千五百五十七円で、前年度に比べて二億九千九百八十二万二千五百四十六円の増でございます。

歳出の主なものとして、消防施設等維持管理事業が二億四千三百三十九万四千五百八円、中学校校舎等施設整備事業（繰越明許分）が二億四千五百五十七万二千二百四十円、道路新設改良事業が一億七千九百九十三万八千六十一円、高度処理型合併浄化槽設置事業が五千九百三十四万六千円、臨時福祉給付金事業が五千三百九十九万五千五百十四円でございます。翌年度繰越額は、合計で四億七千七百四十二万七千円でございます。そのうち、繰越明許費繰越額は同額の合計四億七千七百四十二万七千円で、内訳といたしましては、地域人口ビジョン・地方版総合戦略策定事業が千七百八十万円、婚活サポーター制度システム構築事業が百十七万五千円、分別回収事業が六百六十五万円、地域活性化推進対策事業が四千七百五十万二千円、スマートインターチェンジ建設事業が四億四百三十万円でございます。

なお、十一ページの実質収支に関する調書のうち、翌年度へ繰り越すべき財源ということで、繰越明許費繰越額が四千十六万三千円となっております。これは一般財源の繰越額であり、翌年度繰越額は四億七千七百四十二万七千円との差額四億三千七百二十六万四千円は未収入特定財源として繰り越しており、国及び県支出金が二億四千二百六十八万一千円、地方債が一億三千五百万円、その他負担金が五千九百五十八万三千円でございます。

以上、歳入が百六億二千六百四十六万六千四円、歳出が百二億五千四百二十三万二千五百五十七円ということで、歳入歳出差引額は三億七千二百二十三万三千四百四十七円でございます。また、

実質収支額は、一般財源の繰越額を差し引いた三億三千二百七万四千四百四十七円となります。

十二ページからは事項別明細書でございますので、お目通しをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、百ページをごらんいただきたいと思います。

認定第三号 平成二十六年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

歳入の合計は三十八億八千八百八十四万五千九百円で、療養給付費等の増額に伴う国及び県支出金等の増額により前年度に比べて六千四百九万二千二百四十六円の増でございます。国民健康保険税につきましては七億四千五百六十万三千八百七十五円となり、前年度に比べて千七百六十九万七千三百十五円の減となりました。それから不納欠損額につきましては三千七十五万一千八百五十六円で、前年度に比べて百四十六万七百五十五円の減となりました。また、収入未済額でございますが、二億九千四百二十三万五千六百六十七円で、前年度に比べて三千五百六十三万一千六百十九円の減となりましたが、こういったものができるだけ少なくなるようにという形で進めてまいりたいと思っております。

次に、百四ページの歳出は合計で三十六億九千三百九十万四千三円となり、医療費の増加に伴い、保険給付費、共同事業拠出金等の支出が増加し、前年度に比べて一億六百六十四万六千四百八十四円の増となり、歳入歳出差引額は一億八千七百九十四万一千八百九十七円となりました。

以上で、国民健康保険特別会計の決算の説明を終わりました、次に、百二十五ページをごらんいただきたいと思っております。

認定第四号 平成二十六年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

歳入の合計は二千六十一万五千八百五十四円で、前年度に比べて五百十四万七千四十七円の減でございます。歳入のうち、水道使用料につきましては千二百八万四千八百六十円で、前年度に比べて三十三万五千四百八十円の増となり、また収入未済額は三百二十万九千五百五十七円となりました。

次に、百二十七ページの歳出は合計で千七百五十二万二千六百六円で、工事請負費の減額等により前年度に比べて四百九十八万九千八百十六円の減となり、歳入歳出差引額は三百九万三千二百四十八円となりました。

次に、百三十六ページをごらんいただきたいと思います。

認定第五号 平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

歳入の合計は一億八千二百七十四万六千三百四十四円で、前年度に比べて七百七十五万五千三百五十三円の増でございます。歳入のうち、事業収入につきましては一億一千二百七十七万二千五百八十五円で、前年度に比べて二百六十六万五千八十七円の減となりました。

次に、百三十八ページの歳出は合計で一億七千十三万二千二百二十九円で、前年度に比べて、食肉処理施設設備の修繕等により千五百九万五千七百九十三円の増となり、歳入歳出差引額は千二百六十一万六千百十五円でございます。

次に、百四十七ページをごらんいただきたいと思います。

認定第六号 平成二十六年養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

歳入の合計六千七百五十五万九千三十九円で、前年度に比べて五百七万三千五百十五円の増でございます。歳入のうち、貸付金元利収入につきましては二千百三十万四千六百七円で、前年度に比

べて八百二十三万六千八百二円の増となり、収入未済額といたしましては九千四百九十八万六千七百七十二円で、昭和五十三年から平成二十六年までの分でございます。

次に、百四十九ページの歳出は合計一千九百三十五万七千九百八十六円で、前年度に比べて六十三万五千七百六十一円の増となり、歳入歳出差引額は四千八百二十万五千五十三円でございます。

次に、百五十六ページをごらんいただきたいと思います。

認定第七号 平成二十六年養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

歳入の合計は三億四千八十一万三千四百八十二円で、前年度に比べて五百九十七万五千四百四十四円の増でございます。歳入のうち、下水道使用料は九千八百九十三万二百三十三円で、前年度に比べて二百一十一万四千七百四十七円の増でございます。また、不納欠損額は二十七万六千二百二十九円、収入未済額は千七百三十六万八千七百四十五円でございます。

次に、百五十八ページの歳出は合計三億三千九十万七千四百八十二円で、処理場管理費の増額により前年度に比べて七百七十七万四千二百七十七円の増となり、歳入歳出差引額は九百九十万六千円でございます。

次に、百六十九ページをごらんいただきたいと思います。

認定第八号 平成二十六年養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

歳入の合計は二千九百三十七万三千二百五十二円で、前年度に比べて百五十六万四千四百三十三円の増でございます。歳入のうち、農業集落排水使用料は七百四十九万九千五百八十六円で、前年度に比べて七十三万五千五百十四円の増でございます。また、不納欠損額は十二万五百三十一円、収入未済額は八十九万七千六

百十四円でございます。

次に、百七十一ページの歳出は合計二千八百六十四万二千九百三十円で、処理施設設備の修繕等により前年度に比べて百五十八万七千七百五十円の増となり、歳入歳出差引額は七十三万三千二百二十円でございます。

次に、百七十八ページをごらんいただきたいと思います。

認定第九号 平成二十六年養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案説明を申し上げます。

歳入の合計は二十四億八千八百三十六万八千八百六十四円で、前年度に比べて五千六百四十四万三千六百三十二円の増でございます。歳入のうち、介護保険料は四億五千三百二十六万六千二百七十八円で、千七百万一千二百四十三円の増でございます。また、不納欠損額は五百七十六万二千八百三十二円で、収入未済額は千三百八十九万三千五百二十五円でございます。

次に、百八十ページの歳出は合計二十三億五千二百九十六万三千五百円で、前年度に比べて七千四百三万一千九百四十九円の増となり、歳出のうち、保険給付費が二十二億四千四百八十万九千六百二十三円で一億七千二百四十二万七千四百二十五円の増となりました。歳入歳出差引額は一億三千五百四十万五千八百五十九円でございます。

次に、二百一ページをごらんいただきたいと思います。

認定第十号 平成二十六年養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

歳入の合計は千百三十六万四千八百三十四円で、前年度に比べて三十一万九千八百五十円の増でございます。歳入のうち、介護予防サービス計画費収入は八百六十三万七千七百六十円で、前年度に比べて六十二万五千八十円の減でございます。

次に、二百三ページの歳出は合計千五十一万二千八百八十八円で、前年度に比べて十九万九千三百三十七円の増で、歳入歳出差引額は八十五万二千六百四十六円でございます。

次に、二百十ページをごらんいただきたいと思います。

認定第十一号 平成二十六年養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

歳入の合計は二億八千三百七十五万八千二百五十九円で、前年度に比べて七百九十一万二千九百二十六円の増でございます。歳入のうち、後期高齢者医療保険料は一億八千九百五十七万一千二百円で、前年度に比べて六百十五万七千二百円の増でございます。また、不納欠損額は四十二万九千九百円で、収入未済額は百七十六万五千五百円でございます。

次に、二百十三ページの歳出は合計二億七千七百十九万九千五百九十九円で、前年度に比べて七百四十一万三千三百二十六円の増となり、歳出のうち、後期高齢者医療広域連合納付金が二億六千五百四十六万九千四百で、千四十七万九千七百八十八円の増となりました。歳入歳出差引額は六百五十五万九千二百円でございます。

以上で一括上程いただきました認定第二号から認定第十一号までの決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は決算特別委員会を設置し、その委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） ただいま町長から説明を受けましたが、先般、監査委員さんの報告の中で、不納欠損、収入未済額の合計が三億九千八百八十九万円計上され、依然として高水準にあるというところで、新たに設置された徴収推進室が中心となり、スピード感を持って対応に努められたというような意見書が出ておりますが、今回の決算の中で、一般会計の不納欠損が六百三十万ほど多く計上されておるわけですが、全体としては収入未済額が六千五百万ほど減っておるということで、この努力は認められるわけですが、不納欠損について大幅にふえておるといような結果になっておるわけですが、この推進室の効果と、総括はどのようにされておるのかをお尋ねいたします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 不納欠損の増額というのは、御指摘のとおりでございます。これは、逆に徴収係において、今、未済額を精査しているということで、生活の困窮度とか、そういったものを精査して、不納欠損とすべきであるといふことの精査のあらわれというふうに御理解をいただきたいと思います。

そういった中で、この徴収係が中心となって、未済額の減少に、各課の不良債権といいますか、そういった問題のある債権を持ち寄って、今後法的措置も含めた毅然とした態度で臨んでいきたいというようなことでございます。

徴収室、それから徴収員等の配置によって、少しずつではありますけれども、収納率が上がってきているというところでございますが、個人の考えとしても、到底胸を張れるような状況ではないというふうに思っておりますので、今後、この徴収室が中心となって、もう少し踏み込んだ形での徴収体制をつくっていき

たいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 四点で質疑をさせていただきたいと思

います。
まず一点目ですけれども、決算に当たっては、全国統一の市町村財政比率分析表、いわゆる決算カードというものが作成されるわけですが、事務的にまだできていないのかで承知しておりませんが、平成二十六年度におきましては、財政力指数、あるいは経常収支比率、将来負担比率、実質公債費比率、またラスパイレス指数についてお尋ねをしておきたいと思

います。
二点目ですけれども、財源の過不足を相互に補うために支出される繰出金は、平成二十六年度、一般会計から七つの特別会計で九億六千万円余、この金額は平成二十四、二十五年度を比べてみますと五千万円の増となっております。特別会計を独立した運営にすれば受益者の負担増に直接結びつきますが、この点での基本的な見解を求めておきたいと思

います。
三点目ですけれども、二元代表制のもとで議会は行政の追認機関ではないという役割から、補正予算のチェックについて質問しておきたいと思

います。
平成二十六年度においては、七回にわたって補正予算が上程されました。私たちは、議員活動をしていく上でいつもよりどころにしている議員必携というものがござい

だというようなことが書かれておるわけでございます。七回の補正予算額が一億六千八百十八万九千円、また繰越明許費についても、先ほど説明がありましたように四億七千七百四十二万七千円、土木費において四億四百三十万円ということでしたけれども、いろいろな諸般の状況があるとは思いますが、繰り越した理由三点で答えていただければお願いしたいというふうに思います。

それから最後になりますが、平成二十六年年度の施政方針の中で、養老公園内に小水力発電時における再生エネルギーの設備を検討し、環境学習の場に活用するという事で調査設計費が計上されましたが、予算執行はされたのか、また実績、またこれに対する施策について実現可能なかどうか、議会としてまだ聞いていなかったと思いますので、この四点で質問をさせていただきます。

○議長（野村永一君） 大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 一番は総務課長のほうから答弁をさせたいと思いますけれども、二番の一般会計への繰越額ということ、本来、繰り越しというのはないのが当然ではございますけれども、特に下水道等、布設をされたところとそうでないところとの住民との公平感というようなものもございまして、やむを得ない部分もあるかというふうに思いますし、やはり公共性が高いというような面でも、最小限に抑えるような考えで進めてはおりますけれども、若干ふえたということが気がかりなところでもございますが、その分は施設の老朽化等が進んできた影響かなというふうに反省をしているところでございます。

それから、三番目の補正予算ということについて、できる限り補正というのはいないというのが望ましいのかもしれませんが、一年という長い期間の中で執行していく上において、さまざまな社会情勢等によりまして、補正予算を組むというようなこと

はいたし方ないのかなというふうにも思いますが、できる限り補正がないが望ましいということでございますので、そのような形では進めていきたいというふうに思っております。

繰り越しの理由につきましては、担当のほうからそれぞれに答えさせていただきますと思います。

四番も担当課長のほうから答弁をさせたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 補足説明、田中総務部参事兼総務課長。

○総務部参事兼総務課長（田中 信行君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えします。

養老町の財政指標というようなことになろうかと思いますが、でも、一般会計でお答えさせていただきます。全国的に出ておりますのは、いわゆる決算統計の数字でございまして、一般会計の数字ではございませんので、一般会計ということでお答えをさせていただきます。

まず、財政力指数ですが〇・六二〇、それから経常収支比率が八七・〇、ラスパイレース指数が九三・六、実質公債費比率が八・三、将来負担比率が七六・三、そういった数字で現在押さえておりますので、よろしく願います。

○議長（野村永一君） 補足説明、川地産業建設部参事兼農林振興課長。

○産業建設部参事兼農林振興課長（川地 豊己君） 水谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、養老改元一三〇〇年のプロジェクト事業といまして、養老公園内に小水力発電を設置して、環境学習の場として有効活用を図るということでございます。実施設計につきましては、平成二十六年度におきまして設計が完了しております。

平成二十七年度の当初予算におきまして審議がなされたわけでございますけれども、事業効果というところで検討いたしました。

現在、今の設計では養老公園の妙見橋の付近に小水力発電を設置して、その水源活用によってLEDによる十七基のぼんぼりに電力を供給するという計画でございました。しかしながら、養老公園内には六十力以上のぼんぼりがございまして、できれば、交通安全協会の駐車場がございまして、そこまでの電力供給ができないかということで検討する必要があるという指摘がなされたわけでございます。そうした中で、事業費も検討いたしますと、さらなる事業費が上がっていくということで、一部保留になっております。

また、この事業につきましては、岐阜県の清流の国地域振興補助金を活用するということを前提にいたしておりましたけれども、二十七年度の当初においては、この補助金の活用が見込まれなかったと、いわゆる採択ができなかったということで、今現在は保留になっております。

一三〇〇年プロジェクト事業に位置づけてございますので、この事業につきましては、再度中身を十分精査して、事業効果が上がるようなものを設置していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 補足説明、柏渕産業建設部長。

○産業建設部長（柏渕裕昭君） 先ほどの土木費で四億円何がしの繰り越しが出ています。この理由ということでございます。

この事業は、スマートインターの事業で四億円の繰り越しをさせていただきました。これの理由といたしましては、アクセス道本体のほうを地元と協議しております。その関係で形状、それから線形の協議をしております、そちらのほうが煮詰まっていな

かったために四億円の繰り越しをさせていただいて、平成二十七年度で行うということになっております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 総務課長にお願いをしております。

ただいま明示された以外でも財政力の普通会計におけるいろんな指数があると思いますので、ぜひ決算議会の資料として配付をしていただきたいと思います。

それから、ただいま建設部長よりお話がありました。この繰越明許の関係ですが、財源はあるとは思いますが、繰越明許にした、先ほど述べられた点でいけば、そこからどんな教訓をお持ちなのか、その点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（野村永一君） 柏渕産業建設部長、自席で。

○産業建設部長（柏渕裕昭君） こちらのスマートインターの事業でございますけれども、当初認可をいただいた計画、変更は普通出てくるものなんです。当然、地元とはその時点で協議をしております。しかし、その協議がもう少し詰めてやるべきであったのかなという反省はしております。

また、財源ということなんですが、こちらのほうは、社会資本整備総合交付金ですね。もちろん補助金なんです全部ではないですけど、こういったものを充てております。以上です。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

日程第四、認定第二号から日程第十三、認定第十一号までの十議案については、十一人の委員で構成する決算特別委員会を設置

し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よつて、日程第四、認定第二号から日程第十三、認定第十一号までの十議案については、十一人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会に地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よつて、決算特別委員会に、地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十四、選任第六号 決算特別

委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により議会において選任することになっており、同条第四項の規定では、議長が会議に諮つて指名することになっております。

したがつて、決算特別委員会委員には、十三番 水谷久美子君、十二番 青山貞一君、十一番 林輝見君、十番 松永民夫君、七番 早崎百合子君、六番 吉田太郎君、五番 三田正敏君、四番 大橋三男君、三番 長澤龍夫君、二番 岩永義仁君、一番 北倉義博君、以上の十一人を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よつて、決算特別委員会委員には、ただいまの十一人を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開時間は、後でお知らせいたします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。委員会は、四階北委員会室にてお願いいたします。

（午前十時二十六分 休憩）

（午前十時 五十分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に決算特別委員会が開催されました。

その結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 青山貞一君。

○決算特別委員長（青山貞一君） ただいま休憩中に、委員全員出席のもとに決算特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。協議の結果、委員長には、不肖私、青山貞一が指名推選により、副委員長には大橋三男委員が指名推選により選任されました。

もとより微力な私ではございますが、委員各位の御協力をいただきながら、平成二十六年一般会計及び特別会計の決算審査を行いたいと思います。

なお、審査に当たっては、議会が決定した予算が町民のためにどう施策展開され、町民の立場から一年間に実現された主要施策がどんな意味を持っていたのかを総括し、新年度の予算議会につなげ、生かしていきたいと思ひます。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（野村永一君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十五、議案第四十七号の一議案は、上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。それでは、日程第十五、議案第四十七号 養老町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についての一議案を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十七号 養老町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案第四十七号 養老町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について。

養老町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年九月七日提出。

制定の趣旨でございます。本条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を改正する法律が本年四月一日に施行されたことに伴いまして、改正後の新教育長は常勤の特別職となるため、これまで一般職の身分として規定されてきた教育長の勤務条件等を特別職として改めるため、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、本条例の内容について、条を追って御説明申し上げます。

まず第一条におきましては、法第十一条第五項で規定する教育

長の職務に専念する義務に関して、その特例を定める趣旨を規定するものでございます。

第二条においては、同じく法第十一条第五項で規定する教育長の全注意力の傾注による職責遂行等に鑑み、勤務時間、休暇等につきましては、一般職の職員の例によるものとするものでございます。

第三条では、教育長の職務に専念する義務の免除についても、一般職の職員の例によるものと規定するものでございます。

なお、附則の第一項では、この条例は公布の日から施行することを定め、第二項では、経過措置として、法改正前から在職する教育長については適用しないことを定めるものでございます。

以上で、議案第四十七号 養老町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定の提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、この議案は、所管の総務民生委員会へ付託し、審査したいと思っておりますので、ここでは所属外で総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

日程第十五、議案第四十七号 養老町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についての一議案は、総務民生委員会へ付託し、審査したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案は、総務民生委員会へ付託し、審査することに決定いたしました。

なお、議案審査の付託先の総務民生委員会は、九月十一日午前十時より開催されるよう要請いたします。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十六、議案第四十八号から日程第十九、議案第五十一号までの四議案は、逐条上程後、提案理由の説明のみ受けます。

それでは、日程第十六、議案第四十八号 養老町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十八号

養老町個人情報保護条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第四十八号 養老町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

養老町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年九月七日提出。

改正の趣旨でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（以下「番号法」という。）が平成二十七年十月五日から施行されることに伴い、同法第三十一条の規定により、特定個人情報との適切な取り扱いの確保等のため必要な措置を講ずるため、養老町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

要旨でございます。第一条、第三条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十二条第三項、第十二条第三項第二号、第十五条第一項第二号、第十九条第一項については、個人情報の範囲が番号法と従前の規定とで異なるため、特定個人情報に対し、適用から外れるものがないよう括弧書きの規定を加えるものでございます。

第二条については、「特定個人情報」「情報提供等記録」及び「特定個人情報ファイル」の用語の意義をそれぞれ定義づけするための規定を追加するものでございます。

第八条の見出し、第八条第一項の改正及び第八条の二の追加については、個人情報と特定個人情報の取り扱いを別の扱いとする必要があるため、規定するものでございます。

第十条については、番号法第二十二條第一項の規定により、情報提供ネットワークシステムによる情報照会に対して情報提供義務が生じることから、特定個人情報については、オンライン結合規制についての規定から除外する必要があるため、括弧書きを加えるものでございます。

第十二条第二項については、番号法第二十九條第一項及び第三十條第一項の規定により読みかえて適用する行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第十二條第二項において、自己情報の開示請求に係る代理人の範囲について、個人情報と特定個人情報とで異なるため、それぞれを区分した内容となるよう改正するものでございます。

第十四条については、特定個人情報については適用外とするため、括弧書きを加えるものであります。

また、第十四条の二については、番号法第二十九條第一項の規定により読みかえて適用する行政機関が保有する個人情報の保護

に関する法律第三十六条において、情報提供等記録を除く特定個人情報情報の利用停止の請求について規定しているため、追加するものでございます。

第十五条は、第十四条の二を追加することに伴い生じる改正でございます。

第十六条については、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第十九条第一項及び第三十一条第一項の規定では、自己情報の開示の請求に対する決定等を請求書を受理した日から三十日以内にすることとされているため、括弧書きを加えるものでございます。

第十八条の二については、番号法第三十条第一項の規定により読みかえて適用する行政機関が保有する個人情報情報の保護に関する法律第三十五条において、個人情報の訂正をした場合の情報提供等記録の提出先等への通知について規定しているため、追加するものでございます。

第二十八条については、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第二十五条において、他の法令等による開示に関し規定されておりますが、特定個人情報については番号法二十九条により適用除外とされているため、括弧書きを加えるものでございます。

施行期日でございますが、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行いたします。ただし、第十八条の次に第十八条の二を加える改正規定は、同法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年一月一日）から施行をいたします。

以上で、議案第四十八号 養老町個人情報保護条例の一部を改

正する条例の提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十七、議案第四十九号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十九号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案第四十九号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年九月七日提出。

改正の趣旨でございます。今般制定されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）（以下「改正法」という。）により、教育長が常勤の特別職の職員としての身分を有することとなることから、その給与の額を特別職のものとして規定するため、所要の改正を行うものでございます。

要旨でございます。第一条中、これまでの特別職の職員は、町長及び副町長と定められておりましたが、改正法の適用により新たに教育長を加えるものでございます。

次に別表についてであります。新たに加えられた教育長の給料月額について、養老町特別職報酬審議会の答申を受けて、五十四万円と定めるものでございます。

次に附則第二項についてでございますが、改正法附則第二条第一項の規定により、改正前の法の適用による教育長がなお従前の例により在職する間においては、改正前の特別職の給与に関する条例を適用する経過措置を設けるものでございます。

次に附則第三項についてでございますが、養老町特別職の給与に関する条例改正に伴い、養老町教育長の給与その他の勤務条件に関する条例を廃止するものでございます。

次に附則第四項についてでございますが、旧教育長がなお従前の例により在職する間においては、廃止前の養老町教育長の給与その他の勤務条件に関する条例を適用する経過措置を設けるものでございます。

次に施行日につきましては、公布の日から施行をいたします。以上で、議案第四十九号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十八、議案第五十号 養老町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案五十号 養老町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明をさせていただきます。

議案第五十号 養老町議会の議員その他非常勤の職員の公務災

害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。
平成二十七年九月七日提出。

改正の趣旨でございます。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行により共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、町においても養老町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

要旨でございます。本条例中、附則第五条に「傷病補償年金」「障害補償年金」「遺族補償年金」「障害基礎年金」について、補償の額を他の法令による給付と調整する規定がございますが、年金制度の一元化に伴い、地方公務員等共済組合法等による各種共済年金を規定する箇所を削除するものでございます。

また、法の経過措置により共済年金が支給される場合等があるため、本条例においても国に準じて附則で経過措置を規定しております。

次に施行日についてでございますが、この条例は平成二十七年十月一日から施行いたします。

以上で、議案第五十号 養老町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十九、議案第五十一号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十一号

養老町手数料条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

議案第五十一号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について。

養老町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年九月七日提出。

改正の趣旨でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）が平成二十七年十月五日から施行され、また同法附則第一条第四号に掲げる規定が平成二十八年一月一日から施行されることに伴い、養老町手数料条例について、所要の改正を行うものでございます。

要旨でございます。平成二十七年十月から個人番号通知カードが交付され、平成二十八年一月から個人番号カードの交付が開始されることから、交付に伴いカードの紛失等による再交付については、カードの再交付手数料として、個人番号通知カード一枚につき五百円、個人番号カード一枚につき八百円とし、別表に十一の項として追加するものでございます。

また、個人番号カードの交付に伴い、住民基本台帳カードの交付が廃止となることから、別表十の項中の住民基本台帳カード交付手数料の規定を削除するものでございます。

この条例の施行日は、個人番号通知カードの再交付手数料に関するものが平成二十七年十月五日から、個人番号カードの再交付手数料及び住民基本台帳カードの交付手数料廃止に関するものは

平成二十八年一月一日からでございます。

以上で、議案第五十一号 養老町手数料条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十、同意第五号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

なお、本案は人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略して採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第五号 教育委員会委員の任命同意について説明をさせていただきます。

同意第五号 教育委員会委員の任命同意について。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律

第百六十二号）第四条第二項の規定により、次の者を教育委員会委員に任命したいので、同意を求めるものとする。平成二十七年九月七日提出。

記、住所でございます。岐阜県養老郡養老町宇田二百四十七番地、氏名、藤田高明、町教育委員会委員の貝沼秀正氏の任期が平成二十七年十月十六日をもって満了することに伴い、日吉小学校の評議員や高田中学校のPTA会長等を歴任された藤田高明氏を新たに教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第二項の規定により同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期につきましては、平成二十七年十月十七日から平成三十一年十月十六日までの四年間となります。

以上で、同意第五号 教育委員会委員の任命同意についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御同意をお願い申し上げます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 六番 吉田太郎君。

○六番（吉田太郎君） 貝沼秀正さんの、なぜ任期が終わるかということの説明をちょっとお聞きしたい。まだまだ若いんですけれども、なぜここで交代するかということの説明をお願いしたいんです。

○議長（野村永一君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長（佐藤嘉但君） ただいまの吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

貝沼委員につきましては、既に二期目ということで大変お世話になったわけでございます。

実は地方行政の組織及び運営に関する法律で基準を規定しておりますが、貝沼委員におきましては、第四十五号では、委員のうち、保護者（親権を行う者及び未成年者後見人である者）が含まれるようにしなければならないということになっておりまして、貝沼委員の御子息については既に成人されたということで、新たに今回、新しい委員をお願いしたいということであります。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

この採決は挙手によって行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十一、議案第五十二号から

日程第二十三、議案第五十四号までの三議案は、逐条上程後、提案理由の説明のみを受けます。

次に、日程第二十一、議案第五十二号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十二号

町道路線の廃止についてを説明させていただきます。

議案第五十二号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第三項の規定に基づき、町道の路線を次のように廃止するものとする。平成二十七年九月七日提出。

今回廃止する路線は、用途廃止によるものが一路線、揖斐川大巻防災拠点基盤整備工事によるものが一路線、計二路線について、道路法第十条第三項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

資料をごらんいただきたいと思っております。

まず整理番号一の船附三十九号線でございますが、濃飛倉庫運輸株式会社の企業進出に伴い用途廃止した道路が町道としての機

能を果たしていないため、路線を廃止するものでございます。

次に、整理番号二の大巻百四十三号線でございますが、揖斐川大巻防災拠点基盤整備工事の施行に伴い、事業範囲内の町道が機能を果たしていないため、路線を廃止するものでございます。

詳細につきましては、議案に添付しております図面及び資料の最後にある路線調書一覧表を御確認いただきたいと思います。

以上で、議案第五十二号 町道路線の廃止についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十二、議案第五十三号 町

道路線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十三号

町道路線の認定について御説明をさせていただきます。

議案第五十三号 町道路線の認定について。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第八条第二項の規定に基づき、町道の路線を次のように認定するものとする。平成二十七年九月七日提出。

今回認定する路線は、東海環状自動車道建設工事によるものが三路線、道路新設工事によるものが一路線、合計四路線について、道路法第八条第二項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

また、資料をごらんいただきたいと思います。

まず整理番号一の高田百八十四号線、整理番号二の高田百八十五号線、整理番号三の口ヶ島三十七号線でございますが、東海環

状自動車道建設工事の施行に伴い整備された道路を認定するものでございます。

次に、整理番号四の鷺巣八十二号線でございますが、道路新設工事の施行に伴い整備した道路を認定するものでございます。

詳細につきましては、議案に添付しております図面及び資料の最後にある路線調書一覧表を御確認いただきたいと思います。

以上で、議案第五十三号 町道路線の認定についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十三、議案第五十四号 町

道路線の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十四号

町道路線の変更について説明をさせていただきます。

議案第五十四号 町道路線の変更について。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第三項の規定に基づき、町道の路線を次のように変更するものとする。平成二十七年九月七日提出。

今回変更する路線は、用途廃止によるものが二路線、寄附を受けたものが一路線、牧田川大野築堤工事によるものが一路線、揖斐川大巻防災拠点基盤整備工事によるものが一路線、計五路線について、道路法第十条第三項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず整理番号一の橋爪五十号線でございますが、用途廃止に伴い、つけかえた道路を町道として機能させるため、路線の起点を

変更するものでございます。

次に、整理番号二の船附九十五号線でございますが、濃飛倉庫運輸株式会社の企業進出に伴い用途廃止した道路部分が町道としての機能を果たしていないため、路線の終点を変更するものでございます。

次に、整理番号三の小倉六十二号線でございますが、寄附を受けた道路を町道として機能させるため、路線の終点を変更するものでございます。

次に、整理番号四の大野十二号線でございますが、牧田川大野築堤工事の施行に伴い路線の起終点に異動が生じたため、路線を変更するものでございます。

最後に、整理番号五の大巻九十五号線でございますが、揖斐川大巻防災拠点基盤整備工事の施行に伴い、事業範囲内の道路が町道としての機能を果たしていないため、路線の起点を変更するものでございます。

詳細につきましては、議案に添付しております図面及び資料の最後にある路線調書一覧表を御確認いただきたいと思います。

以上で、議案第五十四号 町道路線の変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十四、議案第五十五号 東部中学校大規模改造工事（第四期）請負契約の締結についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十五号

東部中学校大規模改造工事（第四期）請負契約の締結について御説明をさせていただきます。

議案第五十五号 東部中学校大規模改造工事（第四期）請負契約の締結について。

町は、工事請負契約を次の条項により締結するものとする。平成二十七年九月七日提出。

昭和五十五年に建設された東部中学校普通教室棟及び普通・特別教室棟は築後三十五年が経過し、外壁や内装の経年劣化や傷みが著しいので大規模改造工事を行うものでございます。養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容を御説明申し上げます。

一、契約の目的、東部中学校大規模改造工事（第四期）。二、契約の方法、指名競争入札。お手元の資料に入札執行一覧表が付されているかと思いますが、御確認いただきたいと思います。十者による指名競争入札でございます。契約金額一億七千九百二十八万円。これは入札金額が一億六千六百万円で税込みでございます。四、契約の相手方、岐阜県養老郡養老町大巻四千五百九十番地、株式会社大橋組、代表取締役 大橋信之。工期、本契約締結の日から平成二十八年二月二十九日まで。工事場所は、養老町下笠地内でございます。七、工事概要、屋上防水改修、外壁改修、内装改修、電気・機械設備改修等でございます。

以上で、議案第五十五号 東部中学校大規模改造工事（第四期）請負契約の締結についての説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十五、議案第五十六号 平成二十七年

度養老町一般会計補正予算（第三号）から日程第二十九、議案第六十号 平成二十七年

度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）までの五議案は、逐条上程後、本日は提案理由の説明のみを受けます。

それでは、日程第二十五、議案第五十六号 平成二十七年

度養老町一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十六号

平成二十七年

度養老町一般会計補正予算（第三号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第五十六号 平成二十七年

度養老町一般会計補正予算（第

三号）。

平成二十七年

度養老町一般会計補正予算（第三号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ九千二百四十一万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百一億九千二百三十八万円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第二条 地方債の追加は、「第二表 地方債補正」による。平成二十七年九月七日提出。

今回の補正予算につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）事業、（仮称）養北認定こども園整備事業に係るものが主なもので、歳入歳出の総額にそれぞれ九千二百四十一万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ百一億九千二百三十八万円とするものでございます。

最初に、九ページの歳出について御説明申し上げます。

総務費の総務管理費、目企画費では、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業のうち、養老改元一三〇〇年祭イベント事業で、実務担当職員の育児休業取得による欠員補充経費として七十九万四千円を計上するとともに、欠員の影響を軽減するため、地域住民生活等緊急支援交付金の上乗せ交付分を活用し、一三〇〇年祭事業を推進するための支援業務委託費として七百五十万円を計上いたしました。

同じく総務費の戸籍住民基本台帳費、目戸籍住民基本台帳費では、個人番号カード交付に係る事務費三十四万六千円を増額するとともに、個人番号カード交付事務費国庫補助金の一部六十三万

五千円を人件費に充当するため、戸籍関係職員費の財源更正を行います。

次に、民生費の社会福祉費、目社会福祉総務費では、平成二十六年障害者自立支援給付事業費が確定したため、国・県補助金の精算に伴う返還金二百三十九万七千円を増額いたしました。また、介護保険事業特別会計繰出金では、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業の一般会計負担分として百九十一万五千円を計上いたしました。

同じく社会福祉費の目老人福祉費では、特別養護老人ホーム等整備資金償還助成事業で、養寿会の平成二十六年度決算がマイナスとなり、養寿会の建設償還金に係る負担がなくなるため、百十六万五千円を増額いたしました。また、老人福祉施設入所措置事業では、入所者が当初見込みの五名から七名となったため、増員分に係る所要額の四百二十万六千円を増額いたしました。

次に、十ページの社会福祉費の目福祉医療費では、平成二十六年福祉医療事務事業費が確定しましたので、県補助金の精算に伴う返還金七百二十四万一千円を増額いたしました。

同じく社会福祉費の目地域福祉センター費では、備品のバリアフリースケール更新に要する経費として二十四万五千円を計上いたしました。

また、同じく社会福祉費の目後期高齢者医療費では、保険医療機関に対する監査の結果、県外の病院で不正請求分が認められ、当病院から返還の申し出がありましたので、老人医療給付費負担金の国・県及び社会保険診療報酬支払基金への精算金として百七十八万八千円を計上いたしました。

次に、民生費の児童福祉費、目児童福祉総務費では、平成二十九年に開園を予定している（仮称）養北認定こども園の建設予

定地、敷地面積約四千五百平方メートルの造成工事費として六千九十三万七千円を計上いたしました。

次に、農林水産業費の林業費、目林道整備費では、吉谷林道の補修費四十七万八千円を増額いたしました。

次に、十一ページの商工費の商工費、目観光費では、観光事業振興費で、J R東海が企画・主催するウォーキングイベント「さわやかウォーキング」に沿線市町として協賛するための事業費として、報償費で五十四万円を計上いたしました。また、観光関係負担金では、西美濃地域の十二市町で構成する西美濃広域観光推進協議会において、地域住民生活等緊急支援交付金を活用して広域連携による国内や海外への観光プロモーション事業が実施されるため、負担金として五百万円を計上いたしました。

次に、消防費の消防費、目水防費では、平成二十七年五月に水防法の一部が改正され、洪水ハザードマップ作成の基礎となる国の基準マニュアル（基礎資料）の調整・作成が今年度行われることとなり、来年度以降にその新基準を用いてハザードマップの作成を行うこととしたので、今年度計上いたしました作成経費の予算六百十八万九千円を減額いたしました。

次に、教育費の教育総務費、目事務局費では、通学路防犯灯設置事業で補助金の申請件数の増加により、交付に係る経費として二十四万円を増額いたしました。

次に、十二ページの教育費の保健体育費、目保健体育総務費では、東部中学校大規模改修事業計画の五期目に当たる東部町民体育館の耐震補強工事並びに改修工事について、国庫補助事業の社会体育施設耐震化事業の採択に向けて耐震補強計画を策定するための経費として三百八十八万七千円を計上いたしました。

次に、七ページの歳入について御説明を申し上げます。

国庫支出金の国庫補助金、目総務費国庫補助金では、地域住民生活等緊急支交代付金（地方創生先行型）のうち、上乗せ交付分として千二百万円、個人番号カード交付事務費補助金九十八万一千円をそれぞれ計上いたしました。なお、地域住民生活等緊急支交代付金の充当につきましては、歳出でも説明したとおり、養老改元一三〇〇年祭プレイベント事業に七百万円、ぎふ西美濃プロモーション事業に五百万円を充てております。

次に、諸収入の雑入、目雑入では、平成二十六年度後期高齢者療養給付費負担金精算金二千六百五十七万六千円及び後期高齢者保健事業費負担金精算金の四十三万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、八ページの町債の町債、目民生債では、（仮称）養北認定こども園整備に伴う財源として認定こども園整備事業債として四千七百万円を計上し、繰越金で財源調整として五百四十二万三千円を増額いたしました。

次に、四ページの「第二表 地方債補正」では、（仮称）養北認定こども園整備に伴う財源として、認定こども園整備事業債として四千七百万円を追加するものでございます。

以上で、議案第五十六号 平成二十七年養老町一般会計補正予算（第三号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十六、議案第五十七号 平成二十七年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十七号

平成二十七年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第五十七号 平成二十七年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）。

平成二十七年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六千九百六十三万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十一億九千七百五十六万三千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十七年九月七日提出。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

まず、八ページの後期高齢者支援金等の後期高齢者支援金等、目後期高齢者支援金では、加入者一人当たりの負担額の増加と当年度支援算定率の変更により三千三百八十一万八千円を増額いたしました。

次に、前期高齢者納付金等の前期高齢者納付金等、目前期高齢者納付金では、当年度納付算定率の変更により十四万一千円を増額いたしました。

次に、諸支出金の償還金及び還付加算金、目償還金では、平成二十六年度療養給付費、特定健康診査等事業費の確定により、国及び県支出金の精算返還金として合計二千七百四十四万円を増額するものでございます。

次に、六ページの歳入の説明をさせていただきます。

後期高齢者支援金等及び前期高齢者納付金等の増額に伴い、国

庫支出金の国庫負担金、目療養給付費負担金として九百三十六万二千円、国庫補助金、目財政調整交付金として二百六十三万三千円、県支出金の県補助金、目財政調整交付金として二百六十三万三千円を増額するものとございます。

なお、不足する財源四千六百三十三万五千円については、繰越金で充当するものとございます。

以上で、議案第五十七号 養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十七、議案第五十八号 平成二十七年養老町上水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十八号 平成二十七年養老町上水道事業会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第五十八号 平成二十七年養老町上水道事業会計補正予算（第一号）。

第一条 平成二十七年養老町上水道事業会計の補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

資本的支出、第二条 予算第四条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額一億九千二百二十万円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額一億八千八百五十八万八千円」に、「過年度分損益勘定留保資金一億二千七百七十二万六千円」を「過年度分損益勘定留保資金一億二千四百十一万四千円」に改

め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第一款の資本的支出、既決予算が四億二千八十万円を三百六十一万二千円減額し四億二千四百四十八万八千円に、第一項建設改良費、既決予定額三億八千五百九十五万一千円を三百六十一万二千円減額し三億八千二百三十三万九千円にするものです。平成二十七年九月七日提出。

今回の補正予算につきましては、資本的支出を三百六十一万二千円減額し、補正後の予算額を四億二千四百四十八万八千円に改めるものとございます。

西小倉地区の上水道への加入に伴い、送水ポンプ場及び配水池の土地購入費として六百七十一万二千円を計上しておりましたが、購入用地の変更に伴い五百三十一万二千円を減額いたしました。

また、購入用地には多数の立木があることから、立木補償費として百七十万円を計上し、資本的支出全体では三百六十一万二千円の減額となりました。

この支出の減額により、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては一億九千二百二十万円から一億八千八百五十八万八千円となり、三百六十一万二千円の減額となりました。

以上で、議案第五十八号 平成二十七年養老町上水道事業会計補正予算（第一号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十八、議案第五十九号 平成二十七年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十九号

平成二十七年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第五十九号 平成二十七年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）。

平成二十七年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ千四百十二万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十五億二百十二万九千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十七年九月七日提出。

最初に、七ページの歳出について御説明させていただきます。総務費の総務管理費、目一般管理費では、介護保険制度改正に伴うシステム改修の委託料として二百九十一万六千円を増額いたしました。

次に、諸支出金の償還金及び還付加算金、目償還金では、平成二十六年分介護給付費等の確定に伴い、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金の精算返還金として千百二十一万三千円を計上いたしました。

次に、六ページの歳入について御説明させていただきます。

国庫支出金の国庫補助金、目介護保険事業費補助金では、法改正システム改修事業補助金として百万一千円を増額いたしました。次に、繰入金の他会計繰入金、目その他一般会計繰入金では百九十一万五千円を増額し、財源調整として、繰越金で千百二十一

万三千円を充当するものでございます。

以上で、議案第五十九号 平成二十七年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十九、議案第六十号 平成二十七年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十号

平成二十七年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第六十号 平成二十七年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）。

平成二十七年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ十四万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億九千六百八十四万五千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十七年九月七日提出。

最初に、七ページの歳出につきまして御説明をさせていただきます。

諸支出金の償還金及び還付加算金、目還付金では、保険料の過

年度分還付金として十四万五千円を増額いたしました。

次に、六ページの歳入につきまして御説明をさせていただきます。

歳出の諸支出金、還付金の増額に伴い、繰越金十四万五千円を充当するものでございます。

以上で、議案第六十号 平成二十七年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第三十、発議第十号 安全保障

関連法案の慎重審議を求める意見書についてを議題といたします。

この議題は、議員提案のため、代表者の水谷久美子君が趣旨説明を行い、水谷久美子君に対して、質疑後、討論を経て採決を行います。

十三番 水谷久美子君より趣旨説明を求めます。

○十三番（水谷久美子君） 趣旨説明、今回上程いたしました発議第十号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書について説明をさせていただきます。

発議第十号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書について。

安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書についての議案を養老町議会会議規則第十四条第一項及び第二項の規定により提出をいたします。平成二十七年九月七日提出。

提出者、養老町議会議員 水谷久美子、松永民夫、田中敏弘、早崎百合子、三田正敏、岩永義仁。

趣旨。安全保障関連法案は、第百八十九回通常国会に上程され、七月十六日には衆議院を通過し、現在参議院で集中審議され、国

会も会期末が近づき、採決が現実性を帯びてまいりました状況で、意見書にもありますように、どの世論調査を見ても、いまだに国民の八割が「十分説明されていない」との回答を寄せています。

よって、今国会での安全保障関連法案の成立することなく、引き続き継続審議され、十分国民が納得できる説明を求めるため、意見書を国の関係機関に提出するものです。

以上で、発議第十号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書についての趣旨説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 水谷久美子君の説明が終わりました。

これより水谷久美子君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 十一番 林輝見君。

○十一番（林輝見君） 今、意見書についての御提案がありました。

今、まさに最高の府において慎重審議がなされているという中で、数字的に大分古いデータでこの意見書の数字が上げていると思いますが、例えば世論調査の安保法案に対して十分説明していないという八割についても、現在の近い数字ではないというふうに思いますが、その辺について、最近のデータでどのようなになっているかということをお聞きたいことと、やはり安保法案について、二つの関連法案が提出ということですが、関連法案はもつと数があると思うんですが、ほかの件についての調査をされているかどうか、その辺のところをお聞きたいと思えます。

○議長（野村永一君） 水谷久美子君、答弁。

○十三番（水谷久美子君） 九月七日に提出をされましたが、その近々の世論調査、各報道機関、いろいろな数値はありますが、その

八割という点では、近々では一致しておりましたので、その数字を使わせていただきました。

また、今回の安保関連法案につきましては、ただいまありましたように、二つの法案の中に附則も含めると二十六くらいの法案から成立されていますので、その大見出しの中でそういう大きな法案というふうな位置づけてまいりましたので、よろしく願いいたします。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対の討論を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十一番 林輝見君。

○十一番（林輝見君） それでは、ただいまの意見書につきます。

て、私なりの思いを述べさせていただきます。

先ほど申しましたように、今、最高の府において慎重審議がなされている最中のこの法案であります。いろんな形で有識者、またいろんなイデオロギーの違いの意見が出されていると思いますが、日本の国は誰が守るのだ、日本の国民は誰が守るのだというような最終的な安全保障の法案についての議論をした場合に、果たして皆さんが国を守るのかということを実際に考えなきゃいけない時期が来ているんじゃないかなというふうに思います。そして、子供、孫の時代にも、いつまでも安全保障の傘の下にすることに、敗戦国という名前が消えないという状況がこれからもう続いていくだろうというふうな思いがあります。そういうこ

とをできるだけ解消していくためにも、自分の国は自分たちで守らなきゃいけないという基本に立ち戻って、この法案を慎重審議していただいて、この国の明るい将来をつくっていただきたいという思いを持って、この意見書の提出採択については賛同できません。

以上、反対討論といたします。

○議長（野村永一君） 次に、賛成討論を行います。

賛成討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 日本の国は、立憲主義の国であります。主

権は国民にあります。

最近の新聞の報道では、多くの文化人、また憲法学者や法の番人と言われる元内閣法制局長官の宮崎礼壹氏、またつい最近の新聞の報道では、司法のトップであった最高裁の元長官の山口繁氏も「集団的自衛権の行使は違憲と言わざるを得ない」と述べております。

私は、八月三十日の国会周辺でのあのデモを、新聞・テレビの報道を見て衝撃を受けました。政府は、国民の声をしっかりと聞き、国民が納得できるような説明をし、理解を得る必要があると思っております。

国際情勢が多様化する中、安保法案全て反対するものではありません。国民の意見を尊重していただくことを切に願うものです。意見書にあるように、慎重に審議をしていただくことを願っております。

よって、本意見書に賛同し、私の賛成の討論といたします。

○議長（野村永一君） 反対討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（野村永一君） 次に、賛成討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 賛成討論をいたします。

現在、安全保障関連法案が参議院で審議中ですが、衆議院での審議時間百十六時間に対し、参議院では到底熟議したといえず、採決の前提となる公聴会の日程も見通しのないまま、政府・与党は来週にも成立を目指しています。

この法案の論点を主権者である国民が理解するには余りにも複雑であり、直近の世論調査でも、説明が不十分で足りていない人が大多数を示していますし、今国会成立の是非については、「成立させるべきでない」が過半数を超えています。声を上げない人は理解者、賛同者とされることがなく、国民的合意を得られるまで慎重審議を求めるべきとの養老町議会の意思をあらわして、ぜひ可決するべきと申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（野村永一君） 次に、反対討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（野村永一君） 次に、賛成討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（野村永一君） ただいまの出席議員数は十二名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第三十二条第二項の規定により、立会人に北倉義博君、

岩永義仁君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（野村永一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（野村永一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

一番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（野村永一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

北倉義博君、岩永義仁君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（野村永一君） 開票の結果を報告します。

投票総数十二票、有効投票十二票。有効投票のうち、賛成六票、

反対六票。

以上のとおり、投票の結果、賛成、反対が同数です。

よって、地方自治法第百十六条第一項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

本案については、議長は否決と裁決します。
よって、本案は否決されました。
議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（野村永一君） これをもちまして、本日の議会日程にあり
ます議案の提案説明等は全て終了しました。
お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、あす九月八日から九月十六日
までの九日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。
よって、あす九月八日から九月十六日までの九日間は休会する
ことに決定いたしました。

○議長（野村永一君） これで本日の日程は全て終了いたしました。
会議を閉じます。

（散会時間 午後〇時十七分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十七年九月七日

議長 野村 永一

議員 松 永 民 夫

議員 林 輝 見